

研究開発予算の会計的な管理

財務省主計局 主計官

中川 真

2007年6月27日

国の予算の会計管理の原則 1

- 予算の単年度主義

- 日本国憲法第86条 内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

- ← 国会における予算の議決は各会計年度毎に行うべしという、議会の予算に対する審議権の確保の要請からくる原則。

- ← 厳密には、「予算の年度内執行」を意味する「単年度主義」とは異なる。

国の予算の会計管理の原則 2

- 会計年度独立の原則

- 財政法第12条 各会計年度における経費は、その年度の歳入を以て、これを支弁しなければならない。
- 財政法第42条 繰越明許費の金額を除く外、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。但し、(中略)年度内に支出負担行為をなし避け難い事故のため年度内に支出を終わらなかつたもの(中略)は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

国の予算の会計管理の原則 3

- 会計年度独立の原則

- ← 一会計年度の歳出はその年度の歳入をもって充てなければならない、という財政健全性の要請から定められた原則

- ← 「予算の単年度主義」と混同されていることが多い

国の予算の会計管理の原則 4

- 会計年度独立の原則の例外

一年間の歳入歳出の状況を明確にし、財政の健全性を確保するための会計年度独立の原則であるから、その例外は制限的にせざるを得ない。

- ① 繰越明許費（財政法第14条の3）
- ② 事故繰越し（財政法第42条 ただし書き）
- ③ 継続費年割額の逡次繰越（財政法第43条の2）

研究開発予算への対応 1

- 早期の予算交付

文科省科研費の場合、6月末までに約9割を配分（送金）。4月半ばまでに交付内定。

一方、厚労科研費は、9月末時点での交付決定は6割に留まる（2005年度実績）



2007年度から、9月時点での交付決定を9割に引き上げることを目標

研究開発予算への対応 2

- 繰越明許費の活用

財政法第14条の3

歳出予算の経費のうち、その性質又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込のあるものについては、予め国会の議決を経て、翌年度に繰り越して使用することができる。

- ②前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。

研究開発予算への対応 3

- 繰越明許費の活用

文部科学省科研費の場合

2003年7月	研究振興局長・会計課長通知	
2003年度	24件	37百万円
2004年度	10件	24百万円
2005年度	55件	143百万円
2006年4月	研究振興局長・会計課長通知	
2006年度	641件	1,618百万円

研究開発予算への対応 4

2006年4月 研究振興局長・会計課長通知

- 文科省科研費における繰越し事由の明確化
- 繰越し事由の具体例の充実

例えば、研究を実施していくなかにおいて、〇〇の事象が生じたことで当初予定していた成果が得られないことが判明したため、当初の研究計画を変更する必要が生じた、

例えば、研究の進展に伴い、当初予想し得なかった新たな知見が得られたことから、その知見を使用し十分な研究成果を得るために、当初の研究計画を変更する必要が生じた、
など

様 式 C-1 〔記入例〕

繰越（翌債）承認要求額の算定根拠

研究種目 特定領域研究

課題番号 18345677

	直接経費及び間接経費の合計	間接経費	直接経費	費 目 別 使 用 内 訳			
				物 品 費	旅 費	謝 金 等	その他
繰越(翌債) 承認要求額	3,900,000円	0円	900,000円	600,000円	0円	3,300,000円	0円
算定根拠	現在雇用されている〇〇大学での研究環境の変化のために、本来ならば平成18年度（平成18年10月～平成19年3月）に雇用する予定であった研究支援者を平成19年4月から9月まで本学の特定有期雇用教職員として雇用する経費は、月額550,000円（〇〇俸給表〇号俸適用）であるので、「謝金等」550,000円×6ヶ月＝3,300,000円が必要である。 また、「物品費」として、18年度中にできなかった実験の材料費（500,000円）及び、データ解析に係る経費（100,000円）が必要である。 ※算定根拠については、費目別の金額の積算根拠が分かるように記載すること。 また、単価、数量等も分かる範囲で記載すること。 ※間接経費が措置されている研究種目については、繰越（翌債）承認要求を行う直接経費の30％に相当する額の間接経費も、繰越（翌債）承認要求を合わせて行うこと。						

（注）『翌債』とは、「国の翌年度にわたる債務負担」の略。

様式 C-2 〔記入例〕

繰越（翌債）を必要とする理由書

研究課題	事業概要	（当初計画） 変更後の計画	事 由
課題番号 18345677 研究課題名 ◇◇◇◇に関する研究	○○に関する材料について・・・・・・・・の 実験や△△を通じた研究 を行う。	<当初計画> ○実験準備 平成18年4月～9月 ○実験 平成18年10月～ 平成19年1月 ○データ分析・ま とめ 平成19年2月～3月 <変更後の計画> ○実験準備 平成18年4月～9月 ○実験 平成19年4月～7月 ○データ分析・ま とめ 平成19年8月～9月	①計画に関する諸条件 キ（研究者の確保） <u>※（ ）の中には、「具体的な内容」を簡潔に表す表題を記入すること。</u> ○具体的な内容 当初の研究計画は○○について卓越した技量を持った研究者である○○ 研究者（研究支援者）に参加頂くこととしていたが、○○研究者（研究 支援者）の所属先研究機関での研究に予期しない重大な変更（○○研究 者の共同研究者の予期しない人事異動により一人で実験を遂行せねばな らず研究期間が延長した）が生じ、当該研究への参加が平成19年4月以 降となった。このため、○○研究者を平成18年度中に雇用することが 出来ず、○○研究者が担当する実験が半年間まったく出来なくなったた め、補助事業の年度内の完了が困難となった。 <u>※交付決定時には予想できなかった事態が発生した時期、補助事業を 年度内に完了できないやむを得ない事由、解決に要する期間を記載</u> ○経費を繰越す必要性 この研究計画の一部となる◇◇についての実験及び実験データの分 析が当初計画通りに実施できなくなり、平成18年度中に研究をまとめ ることが不可能となった。 補助事業を完了するためには、◇◇についての実験とデータ分析・ま とめに係る経費を繰越し、実験を実施し、データを分析しまとめる必要 がある。 ○補助事業の完了時期 平成19年9月30日 <u>※平成18年度事業（当該繰越に係る事業）の完了時期を記載 研究課題全体の完了時期ではないので注意</u>

研 究 計 画 行 程 表

課題番号 18345677

研究課題名 ◇◇◇◇に関する研究

		平成18年度												平成19年度												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	当初	実験準備								実 験																
													データ分析・まとめ													
	変更後	実験準備								雇用遅延期間																
																実 験						データ分析・まとめ				

研究開発予算への対応 5

- 予算の適正執行の確保

繰り越された分以外は、繰り越さずに適正に執行されているとの前提



- 研究現場での資金管理体制の確保

- 配分機関を通じた適正執行の確保